

# あね と うみ

その安全を求めて



2023年 4月号

公益財団法人 海難審判・船舶事故調査協会  
Marine Accident Inquiry Safety Investigation Association

# あね と うみ

その安全を求めて

も く じ 202

## 巻頭言

「海難の発生防止に向けて」	1
海難審判所 所長 黒田拓幸	

## 特別寄稿

「船舶事故で辿る安全への道 第12回 病院船ブリタニック沈没事故」	2
元運輸安全委員会委員 庄司邦昭	

## 特集

「令和4年版レポート海難審判」	8
海難審判所	
「運輸安全委員会年報2023 ～船舶事故等調査活動の概要～」	14
運輸安全委員会事務局	
「運輸安全委員会ダイジェスト」	
貨物船・タンカーの居眠りによる船舶事故の防止に向けて	
運輸安全委員会ダイジェスト第40号	20
遊漁船の安全運航に向けて ～釣り客の脊椎骨折等事故の防止のために～	
運輸安全委員会ダイジェスト第41号	23
運輸安全委員会事務局	

## トピックス

海難審判・船舶事故調査協会インフォメーション	
・第4回(通常)理事会／第3回評議員会	27
・協会の活動、刊行案内、賛助会員入会案内、編集後記	30

..... 表 紙 .....

錦帯橋の春

## (公財)海難審判・船舶事故調査協会の活動

公益財団法人 海難審判協会・船舶事故調査協会の事業は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第2条第4項に基づく23項目中の「事故又は災害の防止を目的とする事業」に該当します。

これからも、定款に定める次の事業に則り、各種事業の充実・発展を図り、より一層海難の防止施策に寄与していきます。

- (1) 海難審判及び海難審判事件に関する調査研究
- (2) 海難関係人の権利擁護と海難審判に関する相談\*
- (3) 海難審判及び船舶事故調査に関する広報、周知啓発
- (4) 船舶事故等の調査に関する調査研究、国際協力等
- (5) 前各号に関する図書類の刊行及び配付並びに研究会、講演会等の開催

※経済的に余裕がないことなどで、自らが、海難審判の海事補佐人(弁護士に相当)を依頼できない方には、その経費を援助しています。

どんなことでも結構ですから、一度ご相談ください。相談は無料です。

## 刊行のご案内

### ◎海難審判所裁決例集(第63巻)を令和5年3月に発刊

令和3年に言い渡した主要な裁決事件44件を抽出し、それぞれの事件のポイントを解説し、参考図を付して編集したものを、第63巻として令和5年3月に発刊しました。価格は、1冊4,000円(送料込)となります。

### ◎船舶事故分析集(令和4年版)を令和5年3月に発刊

令和4年に運輸安全委員会(地方事務所を含む)が公表した分析を取りまとめ、「船舶事故分析集(令和4年版)」として、令和5年3月に発刊しました。価格は、1冊1,000円(送料込)となります。

#### 編集後記

海難審判所及び運輸安全委員会の年間活動の取りまとめが公表されましたので、「令和4年版レポート海難審判」及び「運輸安全委員会年報2023」の一部をご紹介します。

行政目的は異なりますが、海難(船舶事故)を調査する両機関が、国民の皆様にも、どういう点を見ていただきたいのか、分かり易く書かれていますので、お時間が許せば、一度、ご覧になってはいかがでしょうか。

[海難審判所：<https://www.mlit.go.jp/jmat/>]

[運輸安全委員会：<https://www.mlit.go.jp/jtsb/>]

今後も、両機関が発行する、航行安全のための資料・情報を、当協会からも発信し続けてまいりますので、ご用命いただければ幸いです。

## 賛助会員の入会のご案内

当協会は、海難審判事件又は船舶事故調査に関する調査研究、海難審判での海難関係人の権利を擁護、又は不幸にして海難を起こされた方への相談を無料でお受けするなど、海事の発展に寄与することを目的としております。

また、船会社や漁業協同組合などにおいて、事故防止のための安全施策を担当している方々に対して有用な情報提供を発信してまいります。

このように本協会では、海上の安全性向上に向けて定款のとおり事業を進めてまいり所存でおりますので、その趣旨に賛同して下さる方々に賛助会員としてご入会下さいますようお願い申し上げます。

#### 賛助会員の特典

- 裁決書又は船舶事故調査報告書を希望に応じて検索し、無料で提供
- 情報機関誌「ふねとうみ」の無料配布
- 船舶事故分析集(運輸安全委員会監修)の無料配布
- 安全教育/研修用DVD、その他刊行物の割引販売
- 協会備付けの図書及び資料等の閲覧又は貸し出し

#### 賛助会費の優遇措置のご案内

本協会は公益財団法人(特定公益増進法人)であるため、賛助会費を納入された場合、所得税における寄付金控除(同会費が2,000円を超える場合に適用)又は法人税における損金算入が認められます。

#### 賛助会費

法人会員 (一口)	20,000 円
個人会員 (一口)	5,000 円

## ふねとうみ

～その安全を求めて～

— 202号 —

令和5年5月10日発行

発行所 (公財)海難審判・船舶事故調査協会  
〒102-0083 東京都千代田区麹町4-5 海事センタービル5階  
TEL 03-3512-8140  
FAX 03-3512-8142

URL : <https://www.maia.or.jp/>

E-mail : [kaisin-f@maia.or.jp](mailto:kaisin-f@maia.or.jp)

印刷所 (株)新弘堂  
東京都江東区富岡1-26-10  
TEL 03-3641-4380